

警報発令時における生徒の登校について

○午前6時の時点で、東京23区東部に何らかの特別警報、もしくは大雨、暴風・大雪・暴風雪のいずれかの警報が発令された場合、自宅待機。

ただし、生徒各々の居住地に警報が発令されている場合も、上記に準ずる。

○午前8時の時点で、警報が解除されている場合、10時40分(3校時)始業とする。

○午前10時の時点で、警報が解除されている場合、13時10分(5校時)始業とする。

○午前10時の時点でも、警報が発令中の場合、終日、自宅学習とする。